一般競争入札（総合評価落札方式）における低入札価格調査制度の流れ

【１】入札公告

【２】入札執行
・落札候補者の順位付け

【３】入札金額は調査基準価格未満か

＜以上＞ → 落札者決定

＜未満＞

【４】入札金額は失格基準価格以上か

＜未満＞ → 失　　格

＜以上＞

【５】落札保留

【６】低入札価格調査の実施
・落札候補者に低入札にかかる調査資料を求める。
・提出資料をもとに、適正な履行が確保されるか否かを調査。

履行可能 → 落札者決定

履行不可能 → 次順位者に対して同様の調査を行う

【調査基準価格】
低入札価格調査を実施するかの基準価格で、以下①～④の合計額。この価格を下回った場合に低入札価格調査を実施する。
① 直接工事費×97%
② 共通仮設費×90%
③ 現場管理費×90%
④ 一般管理費×55%
※予定価格の 90%を上限、70%を下限とする。

【失格基準価格】
契約内容に適合した履行確保のために最低限度必要であると定めた価格。
調査基準価格に 1000 分の 990 を乗じた額とする。